

◎特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二章 特別児童扶養手当 第六条から第十条まで 削除	第二章 特別児童扶養手当 （支給の制限） 第六条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 第七条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第八条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第九条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前三条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第

(支給の制限)

第十一条 [略]

第十二条 [略]

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條前段の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

三条第一項に規定する者で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第六条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に依りて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十条 第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十一条 [略]

第十二条 [略]

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五條まで並びに第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監

は「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三章 障害児福祉手当

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支払期月)

第十九条の二 [略]

護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第三章 障害児福祉手当

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支払期月)

第十九条の二 [略]

(支給の制限)

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは、「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別障害者手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十三条 第二十條、第二十一條及び前条第二項各号に規定する所得の範圍及びその額の計算方法は、政令で定める。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別障害者手当

(支給の調整)

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者（以下この章において「支給資格者」という。）が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

(支給の制限)

第二十六条の四の二 手当は、支給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十六条の四の三 手当は、支給資格者の配偶者の前年の所得又は支給資格者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該支給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に應じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

(支給の調整)

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

〔新設〕

〔新設〕

第二十六条の四の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

- 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十六条の四の二に規定する政令で定める額を超えるとき 当該被災者に支給された手当
- 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるとき 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

〔新設〕

第二十六条の四の五 第二十六条の四の二、第二十六条の四の三及

〔新設〕

び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十九条、第十九条の二、第二十四条並びに第二十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第二十二條、第二十四条、第二十五条並びに第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別障害者手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の四の四第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(事務の区分)

第三十九条の二 この法律(第二十五条(第二十六条の五において準用する場合を含む。))及び第二十六条の四の四第二項を除く。)の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(事務の区分)

第三十九条の二 この法律(第二十二條第二項及び第二十五条(第二十六条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。))を除く。)の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項

一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事 務	〔略〕	〔略〕	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 （昭和三十九 年法律第三百 十四号）	この法律（第二十五条（第二十六条の五にお いて準用する場合を含む。）及び第二十六条 の四の四第二項を除く。）の規定により都道 府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処 理することとされている事務
法律	事 務	〔略〕	〔略〕	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 （昭和三十九 年法律第三百 十四号）	この法律（第二十二條第二項及び第二十五条 （第二十六条の五においてこれらの規定を準 用する場合を含む。）を除く。）の規定によ り都道府県、市又は福祉事務所を管理する町 村が処理することとされている事務

改 正 案	現 行
附 則 第九十七条 〔略〕 2 附則第九十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二、<u>第二十五条及び第二十六</u>条の四の二から<u>第二十六</u>条の四の五までの規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。この場合において、児童扶養手当法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「福祉手当の額」と、<u>同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</u>	附 則 第九十七条 〔略〕 2 附則第九十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二、<u>第二十条から第二十三</u>条まで及び<u>第二十五条</u>の規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。この場合において、児童扶養手当法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「福祉手当の額」と、<u>同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替</u>えるものとする。